見行

(約款の適用)

第1条 日本郵便株式会社(以下「当社」といいます。)は、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」といいます。) 第68条の規定に基づき定めるこの国際郵便糸款(以下「糸款」といいます。)及び法第67条の規定に基づき定める料 金表により、外国に<u>あて</u>又は外国から到着する郵便物(以下「国際郵便物」といいます。)に係る国際郵便の役務を提供 します。

2 · 3 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款において使用する用語は、郵便に関する条約及び法並びに法に基づく総務省令において使用する用語の 例によるほか、次の用語についてはそれぞれ次の意味で使用します。

区 別	意味	
(略)	(明各)	
2 航空扱い	郵便物を差出国と名あて国間において航空路により優先的に運送する扱い	
3 SAL扱い	郵便物を差出国と名あて国間において航空扱いとするものよりも低い優先度で航空路	
	により運送する扱い	
4 船便扱い	郵便物を差出国と <u>名あて国</u> 間において陸路又は水路により運送する扱い	
(野各)	(明各)	

(契約の成立時期及び適用規定)

- 第5条 <u>外国あて</u>郵便物に係る役務の利用の契約は、差出人が、この約款の定めるところにより郵便物を差し出した時に成立します。
- 2 前項の規定により契約の成立した以後における取扱いは、この約款に別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時における規定によるものとします。

(郵便物の所属)

第6条 <u>外国あて</u>郵便物は、本邦若しくは<u>名あて国</u>の法令又は第10条 (<u>外国あて</u>郵便物として差し出すことができない もの) 第1項(1)若しくは(7)に掲げる物を包有する郵便物が継越国の法令に基づいて差し押さえられた場合又は当社が 別に定める場合を除き、受取人に配達される時まで差出人に所属します。外国来郵便物も同様です。

(国際郵便物)

第9条 (略)

(約款の適用)

第1条 日本郵便株式会社(以下「当社」といいます。)は、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」といいます。) 第68条の規定に基づき定めるこの国際郵便約款(以下「約款」といいます。)及び法第67条の規定に基づき定める料金表により、外国に<u>宛て</u>又は外国から到着する郵便物(以下「国際郵便物」といいます。)に係る国際郵便の役務を提供します。

正

氹

2 · 3 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款において使用する用語は、郵便に関する条約及び法並びに法に基づく総務省令において使用する用語の 例によるほか、次の用語についてはそれぞれ次の意味で使用します。

区別	意味	
(略)	(明各)	
2 航空扱い	郵便物を差出国と名宛国間において航空路により優先的に運送する扱い	
3 SAL扱い	郵便物を差出国と名宛国間において航空扱いとするものよりも低い優先度で航空路に	
	より運送する扱い	
4 船便扱い	郵便物を差出国と名宛国間において陸路又は水路により運送する扱い	
(略)	(略)	

(契約の成立時期及び適用規定)

- 第5条 <u>外国宛て</u>郵便物に係る役務の利用の契約は、差出人が、この約款の定めるところにより郵便物を差し出した時に成立します。
- 2 前項の規定により契約の成立した以後における取扱いは、この約款に別段の定めをしない限り、全てその契約の成立 した時における規定によるものとします。

(郵便物の所属)

第6条 <u>外国宛て</u>郵便物は、本邦若しくは<u>名宛国</u>の法令又は第10条 (<u>外国宛て</u>郵便物として差し出すことができないもの) 第1項(1)若しくは(7)に掲げる物を包有する郵便物が継越国の法令に基づいて差し押さえられた場合又は当社が別に定める場合を除き、受取人に配達される時まで差出人に所属します。外国来郵便物も同様です。

(国際郵便物)

第9条 (略)

2 当社は、次に定める通常郵便物の引受け((1)を除きます。)、取扱い、運送及び配達を確保します。

(1) • (2) (略)

(3) <u>点字郵便物</u>

(4) (略)

- 3 <u>外国あて</u>通常郵便物及び小包郵便物については、航空扱い、SAL扱い(通常郵便物については、印刷物及び小形包装物に限ります。)及び船便扱いを行います。
- 4 外国あて通常郵便物及び小包郵便物については、第5章(特殊取扱)に定めるところにより特殊取扱を行います。

(外国あて郵便物として差し出すことができないもの)

- 第10条 この約款に定める条件を満たさないもの又は詐欺行為を意図して若しくは支払うべき料金を故意に支払うことなく差し出されるもののほか、次に掲げる物は、これを外国あて郵便物として差し出すことはできません。
- (1) 国際麻薬統制委員会が定める麻薬及び向精神薬並びに<u>名あて国</u>において禁止されているその他の不正な薬物(麻薬 及び向精神薬については、医療上又は学術上の目的で送付されることを認める国に<u>あて</u>小包郵便物として差し出され るものを除きます。)

(2) • (3) (略)

- (4) 名あて国が郵送を許さない物品として定めるもの
- (5) 取扱者若しくは一般公衆に危害を及ぼし又は他の郵便物、郵便設備若しくは第三者の所有する財産を汚染し若しくは損傷するおそれのある物品(第12条(<u>外国あて</u>郵便物の包装)に規定するところにより特別の包装をしたものを除きます。)
- (6) 特定の人に<u>あてた</u>通信文を記載した書類であって、その差出人及び受取人(これらの者の同居人を含みます。)以外の者の間で交換されるもの(記録文書を除きます。)

(7)~(9) (略)

2 (略)

(国別の差出条件)

第11条 <u>外国あて</u>郵便物の差出条件は、<u>名あて国</u>ごとに異なることがあります。国別の差出条件については、各国から の通報に基づき当社が別に定めるところによります。

(外国あて郵便物の包装)

第12条 外国あて通常郵便物は、次により包装していただきます。

(1)~(8) (略)

2 外国あて小包郵便物は、次により包装(閉鎖を含みます。)していただきます。

(1)~(5) (略)

3 <u>外国あて</u>郵便物の包装については、前2項に規定するほか、内国郵便約款第9条(郵便物の包装)(第4項の表中3、 4及び5を除きます。)に定める条件に従っていただきます。 改

2 当社は、次に定める通常郵便物の引受け((1)を除きます。)、取扱い、運送及び配達を確保します。

(1) • (2) (略)

(3) 盲人用郵便物

(4) (略)

3 <u>外国宛て</u>通常郵便物及び小包郵便物については、航空扱い、SAL扱い(通常郵便物については、印刷物及び小形包装物に限ります。)及び船便扱いを行います。

4 外国宛で通常郵便物及び小包郵便物については、第5章(特殊取扱)に定めるところにより特殊取扱を行います。

(外国宛て郵便物として差し出すことができないもの)

第10条 この約款に定める条件を満たさないもの又は詐欺行為を意図して若しくは支払うべき料金を故意に支払うことなく差し出されるもののほか、次に掲げる物は、これを外国宛て郵便物として差し出すことはできません。

(1) 国際麻薬統制委員会が定める麻薬及び向精神薬並びに<u>名宛国</u>において禁止されているその他の不正な薬物(麻薬及 び向精神薬については、医療上又は学術上の目的で送付されることを認める国に<u>宛て</u>小包郵便物として差し出される ものを除きます。)

(2) • (3) (略)

(4) 名宛国が郵送を許さない物品として定めるもの

- (5) 取扱者若しくは一般公衆に危害を及ぼし又は他の郵便物、郵便設備若しくは第三者の所有する財産を汚染し若しく は損傷するおそれのある物品 (第12条 (外国宛て)郵便物の包装) に規定するところにより特別の包装をしたものを 除きます。)
- (6) 特定の人に<u>宛てた</u>通信文を記載した書類であって、その差出人及び受取人(これらの者の同居人を含みます。)以外の者の間で交換されるもの(記録文書を除きます。)

(7)~(9) (略)

2 (略

(国別の差出条件)

第11条 <u>外国宛て</u>郵便物の差出条件は、<u>名宛国</u>ごとに異なることがあります。国別の差出条件については、各国からの 通報に基づき当社が別に定めるところによります。

(外国宛て郵便物の包装)

第12条 外国宛て通常郵便物は、次により包装していただきます。

(1)~(8) (略)

2 外国宛て小包郵便物は、次により包装(閉鎖を含みます。)していただきます。

(1)~(5) (略)

3 <u>外国宛て</u>郵便物の包装については、前2項に規定するほか、内国郵便約款第9条 (郵便物の包装) (第4項の表中3、 4及び5を除きます。) に定める条件に従っていただきます。 見 行

(住所氏名等の記載方法等)

- 第13条 <u>外国あて</u>郵便物の受取人の<u>あて名</u>、差出人の住所氏名は、送達に支障がないよう、当社が別に定めるところに より記載するほか、次の条件に従っていただきます。
- (1) <u>名あて面</u>に郵便切手、業務上の票符又は料金納付の印影と混同されるおそれのある表示を有する紙片を<u>はり付け</u>又はその表示を印刷しないこと。
- (2) 郵便物を帯紙でまとう場合には、受取人のあて名は、その帯紙の上に記載すること。
- (3) (略)
- (4) 郵便物を<u>名あて国</u>の郵便局での留置として差し出す場合には、その郵便物が留め置かれる郵便局名及び地名を記載すること。この場合、名あて面には、太い文字で「Poste restante」(「留置郵便物」の意味)の表示をすること。
- (5) (略
- (6) 封筒又は包装には、一の差出人の住所氏名及び一の受取人の<u>あて名</u>を記載すること(同一差出人から多量に差し出される郵便物については、差出人の住所氏名は本邦に所在するものでなければなりません。)。
- (7) 名あて面の全部又は一部が順次にあて名を記入することができるように数個の区画に分割されていないこと。

(表示方法)

第14条 通常郵便物及び小包郵便物を差し出す際には、航空扱い、SAL扱い又は船便扱いの別に、当社が別に定める 表示をするか、又は扱いの種別を差出しの際に申し出ていただきます。この場合、その表示は、郵便物の<u>名あて面</u>ので きる限り上部左隅に、また、この場所に差出人の住所氏名が記載されている場合には、差出人の住所氏名の下に付して いただきます。

2 (略)

(通常郵便物の大きさ及び重量の制限)

第16条 通常郵便物の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとします。

\Z###########	大きさ		
通常郵便物の種類	最小限	最大限	重量
(略)	(略)	(略)	(略)
3 <u>点字郵便物</u>	(略)	(略)	(略)
(略)			(略)

(一般的利用条件)

第17条 <u>外国あて</u>に第31条 (特別郵送印刷物) に定める特別郵送印刷物、第33条 (小形包装物) に定める小形包装物を差し出す場合、又は税関検査の対象とされる可能性のある物品を書状その他の通常郵便物として差し出す場合には、 内容品の明細、価格等を記載した当社所定の税関告知書CN22 (以下「CN22」といいます。) を郵便物に添付していただきます。 CN22は、名あて面の上部左隅に、また、この場所に差出人の住所氏名が記載されている場合は、そ 改 正

(住所氏名等の記載方法等)

- 第13条 <u>外国宛て</u>郵便物の受取人の<u>宛名</u>、差出人の住所氏名は、送達に支障がないよう、当社が別に定めるところにより記載するほか、次の条件に従っていただきます。
- (1) <u>名宛面</u>に郵便切手、業務上の票符又は料金納付の印影と混同されるおそれのある表示を有する紙片を<u>貼り付け</u>又はその表示を印刷しないこと。
- (2) 郵便物を帯紙でまとう場合には、受取人の宛名は、その帯紙の上に記載すること。
- (3) (略)
- (4) 郵便物を<u>名宛国</u>の郵便局での留置として差し出す場合には、その郵便物が留め置かれる郵便局名及び地名を記載すること。この場合、名宛面には、太い文字で「Poste restante」(「留置郵便物」の意味)の表示をすること。
- (5) (略
- (6) 封筒又は包装には、一の差出人の住所氏名及び一の受取人の<u>宛名</u>を記載すること(同一差出人から多量に差し出される郵便物については、差出人の住所氏名は本邦に所在するものでなければなりません。)。
- (7) 名宛面の全部又は一部が順次に宛名を記入することができるように数個の区画に分割されていないこと。

(表示方法)

第14条 通常郵便物及び小包郵便物を差し出す際には、航空扱い、SAL扱い又は船便扱いの別に、当社が別に定める表示をするか、又は扱いの種別を差出しの際に申し出ていただきます。この場合、その表示は、郵便物の名宛面のできる限り上部左隅に、また、この場所に差出人の住所氏名が記載されている場合には、差出人の住所氏名の下に付していただきます。

2 (略)

(通常郵便物の大きさ及び重量の制限)

第16条 通常郵便物の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとします。

\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	大きさ		工 目
通常郵便物の種類	最小限	最大限	重量
(略)	(略)	(略)	(略)
3 盲人用郵便物	(略)	(晔)	(略)
(略)			(略)

(一般的利用条件)

第17条 <u>外国宛て</u>に第31条 (特別) (特別) に定める特別) 国袋印刷物、第33条 (小形包装物) に定める小形包装物を差し出す場合、又は税関検査の対象とされる可能性のある物品を書状その他の通常郵便物として差し出す場合には、内容品の明細、価格等を記載した当社所定の税関告知書CN22 (以下「CN22」といいます。) を郵便物に添付していただきます。CN22は、<u>名宛面</u>の上部左隅に、また、この場所に差出人の住所氏名が記載されている場合は、その

見 行

の下にはり付けていただきます。

2 前項の郵便物について、内容品の価格が300SDRを超える場合又は差出人が選択する場合には、当社所定の税関 告知書CN23 (以下「CN23」といいます。)を添付していただきます。<u>名あて国</u>ごとのCN23の必要枚数その他 の添付条件については、第11条 (国別の差出条件) に規定する国別の差出条件によります。

3~5 (略)

(書状)

第18条 書状は、特定の人に<u>あてた</u>通信文を筆書したものを内容とする郵便物で、郵便葉書でないものをいいます。 2 (略)

(航空書簡)

第19条 (略)

2~4 (略)

- 5 航空書簡は、次に掲げる場合を除き、これに他の物を封入し、その外部に他の物を添付して差し出すことはできません。
- (1) (略)
- (2) 全体の重量が25グラムを超えない範囲内において、その外部に薄い紙又はこれに類する物を容易に<u>はがれない</u> よう全面を密着させて添付する場合(料金支払のための郵便切手以外の郵便切手(記念のため通信日付印の押印を受けたものを除きます。)又はこれに類する物は裏面に添付する場合に限ります。)
- 6 料額印面を汚染した航空書簡は、新たにその料金相当の郵便切手をはり付けて差し出すことができます。
- 7 前項に規定する航空書簡に郵便切手をはり付けず、又ははり付けてもその額が不足するときは、料金未払又は料金不足の航空書簡として取り扱います。

(国際郵便葉書の規格及び様式)

第21条 国際郵便葉書の規格及び様式は、次のとおりとします。

(1)~(6) (略)

(7) 表面の少なくとも右半分は、あて名及び業務上の記載又は票符のために残すものとする。

2 (略)

(私製の郵便葉書の規格及び様式)

第22条 私製の郵便葉書は、次の規格及び様式のものとしていただきます。

(1)~(3) (略)

(4) 表面の少なくとも右半分 (総に長く使用するものにあっては上部2分の1) は、受取人の<u>あて名</u>、料金の支払及び 業務上の記載又は票符に充てられるようにされていること。

(5) (略)

下に貼り付けていただきます。

2 前項の郵便物について、内容品の価格が300SDRを超える場合又は差出人が選択する場合には、当社所定の税関 告知書CN23 (以下「CN23」といいます。)を添付していただきます。<u>名宛国</u>ごとのCN23の必要枚数その他の 添付条件については、第11条 (国別の差出条件) に規定する国別の差出条件によります。

ΤĒ

3~5 (略)

(書)

第18条 書状は、特定の人に宛てた通信文を筆書したものを内容とする郵便物で、郵便葉書でないものをいいます。

2 (略)

(航空書館)

第19条 (略)

2~4 (略)

5 航空書簡は、次に掲げる場合を除き、これに他の物を封入し、その外部に他の物を添付して差し出すことはできませ

(1) (略

- (2) 全体の重量が25グラムを超えない範囲内において、その外部に薄い紙又はこれに類する物を容易に剥がれない よう全面を密着させて添付する場合(料金支払のための郵便切手以外の郵便切手(記念のため通信日付印の押印を受けたものを除きます。)又はこれに類する物は裏面に添付する場合に限ります。)
- 6 料額印面を汚染した航空書簡は、新たにその料金相当の郵便切手を貼り付けて差し出すことができます。
- 7 前項に規定する航空書簡に郵便切手を<u>貼り付けず</u>、又は<u>貼り付けて</u>もその額が不足するときは、料金未払又は料金不足の航空書簡として取り扱います。

(国際郵便葉書の規格及び様式)

第21条 国際郵便葉書の規格及び様式は、次のとおりとします。

(1)~(6) (略)

(7) 表面の少なくとも右半分は、宛名及び業務上の記載又は票符のために残すものとする。

2 (略)

(私製の郵便葉書の規格及び様式)

第22条 私製の郵便葉書は、次の規格及び様式のものとしていただきます。

(1)~(3) (略)

(4) 表面の少なくとも右半分 (縦に長く使用するものにあっては上部2分の1) は、受取人の<u>宛名</u>、料金の支払及び業務上の記載又は票符に充てられるようにされていること。

5) (略)

見 行

(料額印面汚染葉書の差出方法)

第25条 料額印面を汚染した国際郵便葉書は、新たにその料金相当の郵便切手をはり付けて差し出すことができます。

2 前項の国際郵便業書に郵便切手を<u>はり付けず</u>、又は<u>はり付けても</u>その額が不足するときは、料金未払又は料金不足の 郵便業書として、これを取り扱います。

第4款 点字郵便物

(点字郵便物)

第26条 <u>点字郵便物</u>は、点字の書状、点字の記号を有する原版又は当社の指定を受けた施設から<u>差し出し若しくはこれ</u> らにあてる盲人用の録音物若しくは点字用紙を内容とする郵便物です。

(点字郵便物の利用条件等)

第27条 点字郵便物は、次の条件により差し出していただきます。

(1) <u>名あて面</u>の上部右隅に「<u>Literature for the blind</u>」又は「<u>Cécogrammes</u>」(「<u>点字郵便物</u>」の意味)の表示又は記載をすること。

(2) • (3) (略)

- (4) 当社の指定を受けた施設から差し出す<u>録音物等を内容とする郵便物</u>は、その施設の所在地の郵便物の配達を受け持つ事業所又はその事業所の受持区域にある事業所であって当社が別に定めるものに差し出すこと。
- (5) 当社の指定を受けた施設から差し出す<u>点字郵便物</u>にあっては、(1)の表示又は記載のほか、その外部にその施設の名 称及び所在地を記載すること。
- 2 前項(1)及び(5)の条件に反して差し出された点字郵便物は、書状として取り扱います。
- 3 <u>点字郵便物</u>には、特定の人に<u>あてた</u>通信文の性質を有する記載をし、又は別に記載した書類又は消印した若しくは消 印していない郵便切手若しくは料金納付用証票又は有価証券を入れることができません。ただし、<u>点字郵便物</u>の内容品 には、郵便物の差出人又は郵便物の差出国若しくは<u>名あて国</u>におけるその代理人の<u>あて名</u>を印刷した郵便葉書、封筒又 は帯紙を同封することができます。それらの郵便葉書、封筒又は帯紙には、返信用として、<u>名あて国</u>の郵便切手を<u>はり</u> 付け又は郵便料金支払の印影を付することができます。

(印刷物に記載等できる事項)

第29条 印刷物には、特定の人に<u>あてた</u>通信文の性質を有する記載をし、又は別に記載した書類を入れることができません。ただし、印刷物の内容品には、当社が別に定める事項を記載し、又は添付することができます。

(料額印面汚染葉書の差出方法)

第25条 料額印面を汚染した国際郵便葉書は、新たにその料金相当の郵便切手を貼り付けて差し出すことができます。

ΤĒ

氹

2 前項の国際郵便業書に郵便切手を<u>貼り付けず</u>、又は<u>貼り付けても</u>その額が不足するときは、料金未払又は料金不足の 郵便業書として、これを取り扱います。

第4款 盲人用郵便物

(盲人用郵便物)

第26条 <u>盲人用郵便物</u>は、点字の書状<u>若しくは</u>点字の記号を有する原版又は<u>盲人若しくは</u>当社の指定を受けた施設から 差し出される次に掲げる物を内容とする郵便物です。

(1) 通信文又は録音物を含むあらゆる形態の著述物

(2) 特別に適応したコンパクト・ディスク、点字用具、点字腕時計、白い杖及び録音装置のように視覚障害を克服する 上で盲人を支援するために作成され、又は適用された各種の器具又は用具

(盲人用郵便物の利用条件等)

第27条 盲人用郵便物は、次の条件により差し出していただきます。

(1) <u>名宛面</u>の上部右隅に「<u>Items for the blind</u>」又は「<u>Envois pour les aveugles</u>」(「<u>盲人用郵便物</u>」の意味)の表示 又は記載をすること。

(2) • (3) (略)

- (4) 盲人は、盲人用郵便物(点字の書状又は点字の記号を有する原版を内容とするものを除きます。以下(5)において同じとします。) の差出しの際、盲人であることを証明するに足りる書類(当社が別に定めるものに限ります。) を差出事業所に提示すること。
- (5) 当社の指定を受けた施設から差し出す<u>盲人用郵便物</u>は、その施設の所在地の郵便物の配達を受け持つ事業所又はその事業所の受持区域にある事業所であって当社が別に定めるものに差し出すこと。
- (6) 当社の指定を受けた施設から差し出す<u>盲人用郵便物</u>にあっては、(1)の表示又は記載のほか、その外部にその施設の 名称及び所在地を記載すること。
- 2 前項(1)及び(6)の条件に反して差し出された盲人用郵便物は、書状として取り扱います。
- 3 <u>盲人用郵便物</u>には、特定の人に<u>宛てた</u>通信文の性質を有する記載をし、又は別に記載した書類又は消印した若しくは 消印していない郵便切手若しくは料金納付用証票又は有価証券を入れることができません。ただし、<u>盲人用郵便物</u>の内容品には、郵便物の差出人又は郵便物の差出国若しくは<u>名宛国</u>におけるその代理人の<u>宛名</u>を印刷した郵便葉書、封筒又は帯紙を同封することができます。それらの郵便葉書、封筒又は帯紙には、返信用として、<u>名宛国</u>の郵便切手を<u>貼り付け</u>又は郵便料金支払の印影を付することができます。

(印刷物に記載等できる事項)

第29条 印刷物には、特定の人に<u>宛てた</u>通信文の性質を有する記載をし、又は別に記載した書類を入れることができません。ただし、印刷物の内容品には、当社が別に定める事項を記載し、又は添付することができます。

(印刷物の利用条件)

- 第30条 印刷物は、次の条件により差し出していただきます。
- (1) 名あて面の適切な位置に「Printed Matter」又は「Imprimé」(「印刷物」の意味)の記載若しくは名あて国で通用す る言語でこれに相当する記載を行うこと。

- 2 (略)
- 3 内容品が印刷物の条件を満たすものについては、異なる受取人のあて名を有していない限り、2つ以上のものを1通 の印刷物に入れることができます。
- 4 印刷物の内容品には、消印した若しくは消印していない郵便切手若しくは料金納付用証票又は有価証券を入れること ができません。ただし、郵便物の差出人又は郵便物の差出国若しくは名あて国におけるその代理人のあて名を印刷した 郵便葉書、封筒又は帯紙を同計することができます。それらの郵便葉書、封筒又は帯紙には、返信用として、名あて国 の郵便切手をはり付け又は郵便料金支払の月影を付することができます。

5 • 6 (略)

(特別郵袋和刷物)

- 第31条 同一名あて地の同一受取人にあてて特別の郵袋により発送する日刷物については、その郵袋1個を1個の郵便 物(以下「特別郵袋FI帰物」といいます。)とみなします。
- 2 · 3 (略)
- 4 特別郵袋印刷物に納め、かつ、同一名あて地の同一受取人にあてた内容品の各包装物には、受取人のあて名を記載し ていただきます。
- 5 特別郵袋印刷物には、差出人において作成した受取人の住所氏名等を記載した長方形の名あて票札を添付していただ きます。名あて票札は、十分耐力のある布、厚紙、プラスチック材、羊皮紙又は木札にはり付けた紙で作成していただ きます。また、名あて票札の大きさは、長さ14センチメートル、幅9センチメートル(それぞれ許容差0.2センチ メートル) を下回らないようにしていただきます。

(特別郵袋FI帰物に封入が認められる物品等)

第32条 特別郵袋印刷物には、当社が別に定める条件を満たす場合には、ディスク、磁気テープ、カセットその他当社 第32条 特別郵袋印刷物には、当社が別に定める条件を満たす場合には、ディスク、磁気テープ、カセットその他当社 が別に定める物品を入れて差し出すことができます。

(小形包装物)

第33条 小形包装物は、特定の人にあてた通信文を筆書した書類以外の物(その物に添付する無封の添え状又は送り状 を含みます。) を内容とする郵便物です。

(小形包装物の利用条件)

第34条 小形包装物を差し出すためには、名あて面の適切な位置に「Small Packet」又は「Petit paquet」(「小形包装|第34条 小形包装物を差し出すためには、名宛面の適切な位置に「Small Packet」又は「Petit paquet」(「小形包装物」

(印刷物の利用条件)

- 第30条 印刷物は、次の条件により差し出していただきます。
- (1) 名宛面の適切な位置に「Printed Matter」又は「Imprimé」(「印刷物」の意味)の記載若しくは名宛国で通用する言 語でこれに相当する記載を行うこと。

(2) (略)

- 2 (略)
- 3 内容品が印刷物の条件を満たすものについては、異なる受取人の宛名を有していない限り、2つ以上のものを1通の 印刷物に入れることができます。
- 4 印刷物の内容品には、消印した若しくは消印していない郵便切手若しくは料金納付用証票又は有価証券を入れること ができません。ただし、郵便物の差出人又は郵便物の差出国若しくは名宛国におけるその代理人の宛名を印刷した郵便 葉書、封筒又は帯紙を同封することができます。それらの郵便葉書、封筒又は帯紙には、返信用として、名宛国の郵便 切手を貼り付け又は郵便料金支払の印影を付することができます。

5 · 6 (略)

(特別郵袋印刷物)

第31条 同一名宛地の同一受取人に宛てて特別の郵袋により発送する印刷物については、その郵袋1個を1個の郵便物 (以下「特別郵袋和場物」といいます。) とみなします。

2 · 3 (略)

- 4 特別郵袋印刷物に納め、かつ、同一名宛地の同一受取人に宛てた内容品の各包装物には、受取人の宛名を記載してい ただきます。
- 5 特別

 朝袋

 「帰物には、差出人において

 「作成した受取人の

 住所氏名等を記載した

 長方形の名

 究票札を添付していただき ます。名宛票札は、十分耐力のある布、厚紙、プラスチック材、羊皮紙又は木札に貼り付けた紙で作成していただきま す。また、名宛票札の大きさは、長さ14センチメートル、幅9センチメートル(それぞれ許容差0.2センチメート ル)を下回らないようにしていただきます。

(特別郵袋和刷物に封入が認められる物品等)

が別に定める物品を入れて差し出すことができます。

(小形匀装物)

第33条 小形包装物は、特定の人に宛てた通信文を筆書した書類以外の物(その物に添付する無封の添え状又は送り状 を含みます。) を内容とする郵便物です。

(小形包装物の利用条件)

物」の意味)の記載又は名あて国で通用する言語でこれに相当する記載をしていただきます。

(小句郵便物)

第35条 小包郵便物は、特定の人にあてた通信文を筆書した書類その他の物を内容とする郵便物です。

2 · 3 (略)

(小包郵便物の大きさ及び重量の制限)

第36条 小包郵便物の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとします。

大きさ		壬 目
最小限	最大限	重量
1・2 (略)	次の(1)から(3)までの大きさのうち	30キログラム以下 (名あて
	名あて国で採用しているもの	国が採用している重量の最大
	(1)~(3) (略)	限が30キログラム未満であ
	各国が採用している大きさについて	る場合には、当該名あて国が採
	は、第11条(国別の差出条件)に規	用している重量の最大限によ
	定する差出条件によります。	ります。各国が採用している重
		量の最大限については、第11
		条(国別の差出条件)に規定す
		る差出条件によります。)

(小包郵便物の利用条件)

第37条 小包郵便物は、次の条件により差し出していただきます。

- (1) (2) (略)
- (3) (2) の指示において、差出人がアからウまでの指示事項のいずれかの選択をしたときは、返送又は転送される小包郵 便物に係る料金を、差出人又は受取人に支払っていただきます。この場合の料金は、その小包郵便物の返送又は転送 を行う国から本邦あてに最も経済的な扱い又は航空扱いにより小包郵便物を差し出すときの料金額とします。
- (4) <u>名あて国で配達不能となった小包郵便物で(2)の指示のないもの又はその指示が矛盾しているものについては、名あて国</u>から最も経済的な扱い(船便扱い又はSAL扱い)により返送されます。この場合には、差出人に返送に必要な料金を支払っていただきます。
- (5) 小包郵便物には、名あて国が一定数以上のCN23等を必要とする場合には、内容品の明細、価格等を記載した所定の枚数の当社所定のCN23を追加して添付していただきます。名あて国ごとのCN23の必要枚数その他の添付条件については、第11条(国別の差出条件)に規定する差出条件によります。

(EMS郵便物)

改 正

の意味)の記載又は名宛国で通用する言語でこれに相当する記載をしていただきます。

(小包郵便物)

第35条 小包郵便物は、特定の人に宛てた通信文を筆書した書類その他の物を内容とする郵便物です。

2 • 3 (略)

(小包郵便物の大きさ及び重量の制限)

第36条 小包郵便物の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとします。

大	X.II	
最小限	最大限	重量
1・2 (略)	次の(1)から(3)までの大きさのうち	30キログラム以下(名宛国
	<u>名宛国</u> で採用しているもの	が採用している重量の最大限
	(1)~(3) (略)	が30キログラム未満である
	各国が採用している大きさについて	場合には、当該名宛国が採用し
	は、第11条(国別の差出条件)に規	ている重量の最大限によりま
	定する差出条件によります。	す。各国が採用している重量の
		最大限については、第11条
		(国別の差出条件) に規定する
		差出条件によります。)

(小包郵便物の利用条件)

第37条 小包郵便物は、次の条件により差し出していただきます。

(1) • (2) (略)

- (3) (2) の指示において、差出人がアからウまでの指示事項のいずれかの選択をしたときは、返送又は転送される小包郵便物に係る料金を、差出人又は受取人に支払っていただきます。この場合の料金は、その小包郵便物の返送又は転送を行う国から本邦宛てに最も経済的な扱い又は航空扱いにより小包郵便物を差し出すときの料金額とします。
- (4) <u>名宛国で配達不能となった小包郵便物で(2)の指示のないもの又はその指示が矛盾しているものについては、名宛国</u>から最も経済的な扱い(船便扱い又はSAL扱い)により返送されます。この場合には、差出人に返送に必要な料金を支払っていただきます。
- (5) 小包郵便物には、<u>名宛国</u>が一定数以上のCN23等を必要とする場合には、内容品の明細、価格等を記載した所定の枚数の当社所定のCN23を追加して添付していただきます。<u>名宛国</u>ごとのCN23の必要枚数その他の添付条件については、第11条(国別の差出条件)に規定する差出条件によります。

(EMS郵便物)

見行

第38条 (略)

- 2 EMS郵便物の取扱いを行う国、郵送が認められない物品、郵便物の大きさ、重量その他の利用条件については、第 11条 (国別の差出条件) に規定する差出条件によります。
- 3 (略)
- 4 前項の損害要償額の<u>最高額</u>は、当社が別に定めるところによります。ただし、損害要償額は、EMS郵便物の内容品の実価を超えるものを記載することはできません。

5 (略)

(EMS郵便物の利用条件)

第40条 EMS郵便物は、次の条件により差し出していただきます。

- (1) (略)
- (2) EMS郵便物には、内容品の別により、当社所定のCN22を添付するか又は名あて国が必要とする場合には、当社所定のCN23を追加して添付していただきます。名あて国ごとのCN22又はCN23の必要枚数その他の添付条件については、第11条(国別の差出条件)に規定する差出条件によります。

2 (略)

(郵便切手による料金前払)

第42条 (略)

- 2 (略)
- 3 <u>外国あて</u>郵便物の料金及び特殊取扱の料金を郵便切手で前払をするには、郵便物を料金別納とする場合を除いて、郵便切手を郵便物の上部右隅(縦に長いものにあっては、上部左隅)に<u>はり付けて</u>いただきます。ただし、小包郵便物については、国際小包ラベルに<u>はり付ける</u>ことができます。
- 4 外国あて郵便物にはり付けた郵便切手の重量は、郵便物の重量に算入します。

(国際郵便料金受取人払)

第46条 郵便物で、これを受け取るべき者(以下この条及び次条(国際郵便料金受取人払の郵便物に係る料金の支払方法)において「受取人」といいます。)が、郵便物の料金及び特殊取扱の料金を受取人において支払うことにつき、受取人の住所又は居所の郵便物配達を受け持つ事業所又は当社が別に定める事業所(以下「受取人払取扱局」といいます。)の承認を受け、受取人又は郵便物の差出人が当社が別に定める表示をしたものは、その差出有効期間内にその承認を受けた者にあてて差し出される場合に限り、国際郵便料金受取人払とすることができます。

2 • 3 (略)

(料金の返還)

第51条 既に支払われた国際郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者 (7の場合において受取人に損害賠償するものにあっては、受取人) からの請求があった場合に、これを返還します。

改 正

第38条 (略)

- 2 EMS郵便物の取扱いを行う国、郵送が認められない物品、郵便物の大きさ、重量その他の利用条件については、第 11条 (国別の差出条件) に規定する差出条件によります。
- 3 (略)
- 4 前項の損害要償額の<u>最高限</u>は、当社が別に定めるところによります。ただし、損害要償額は、EMS郵便物の内容品の実価を超えるものを記載することはできません。

5 (略)

(EMS郵便物の利用条件)

第40条 EMS郵便物は、次の条件により差し出していただきます。

- (1) (略
- (2) EMS郵便物には、内容品の別により、当社所定のCN22を添付するか又は名宛国が必要とする場合には、当社所定のCN23を追加して添付していただきます。名宛国ごとのCN22又はCN23の必要枚数その他の添付条件については、第11条(国別の差出条件)に規定する差出条件によります。
- 2 (略)

(郵便切手による料金前払)

第42条 (略)

- 2 (齢
- 3 <u>外国宛て</u>郵便物の料金及び特殊取扱の料金を郵便切手で前払をするには、郵便物を料金別納とする場合を除いて、郵 便切手を郵便物の上部右隅 (縦に長いものにあっては、上部左隅) に<u>貼り付けて</u>いただきます。ただし、小包郵便物に ついては、国際小包ラベルに貼り付けることができます。
- 4 外国宛て郵便物に貼り付けた郵便切手の重量は、郵便物の重量に算入します。

(国際郵便料金受取人払)

第46条 郵便物で、これを受け取るべき者(以下この条及び次条(国際郵便料金受取人払の郵便物に係る料金の支払方法)において「受取人」といいます。)が、郵便物の料金及び特殊取扱の料金を受取人において支払うことにつき、受取人の住所又は居所の郵便物配達を受け持つ事業所又は当社が別に定める事業所(以下「受取人払取扱局」といいます。)の承認を受け、受取人又は郵便物の差出人が当社が別に定める表示をしたものは、その差出有効期間内にその承認を受けた者に宛てて差し出される場合に限り、国際郵便料金受取人払とすることができます。

2 • 3 (略)

(料金の返還)

第51条 既に支払われた国際郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者 (7の場合において受取人に損害賠償するものにあっては、受取人) からの請求があった場合に、これを返還します。

(略)

区 別	返還される料金	請求期間
(昨各)	(略)	(略)
3 航空扱いとする外国あて郵便物について、航空扱いとしなかった場合	(略)	
又は航空扱いをしないのと同様の結果を生じた場合(不可抗力による		
場合を除きます。)		
4 SAL扱いとする <u>外国あて</u> 郵便物について、SAL扱いとしなかった	(略)	
場合又はSAL扱いをしないのと同様の結果を生じた場合(不可抗力に		
よる場合を除きます。)		
5 <u>外国あて</u> EMS郵便物について、EMSの取扱いをしなかった場合又	(略)	
はEMSの取扱いをしないのと同様の結果を生じた場合(不可抗力によ		
る場合を除きます。)		
6 外国あてEMS配達時間保証郵便物について、配達時間保証扱いをし	(略)	
なかった場合又は配達時間保証扱いをしないのと同様の結果を生じた		
場合(不可抗力による場合を除きます。)		
(町各)	(略)	
9 <u>あて名</u> が詳細かつ明確に記載されている郵便物を差出人に返還した	(略)	
場合		
10 書留又は保険付としない外国あて通常郵便物を損傷したため差出	(略)	
人に返還した場合		
(町各)	(昭各)	
「中口)	(単位)	

行

3 航空扱いとする外国宛て郵便物について、航空扱いとしなかった場合	(略)	
又は航空扱いをしないのと同様の結果を生じた場合 (不可抗力による場		
合を除きます。)		
4 SAL扱いとする <u>外国宛て</u> 郵便物について、SAL扱いとしなかった	(略)	
場合又はSAL扱いをしないのと同様の結果を生じた場合(不可抗力に		
よる場合を除きます。)		
5 <u>外国宛て</u> EMS郵便物について、EMSの取扱いをしなかった場合又	(略)	
はEMSの取扱いをしないのと同様の結果を生じた場合(不可抗力によ		
る場合を除きます。)		
6 <u>外国宛て</u> EMS配達時間保証郵便物について、配達時間保証扱いをし	(略)	
なかった場合又は配達時間保証扱いをしないのと同様の結果を生じた		
場合(不可抗力による場合を除きます。)		
((略)	
9 <u>宛名</u> が詳細かつ明確に記載されている郵便物を差出人に返還した場	(略)	
合		
10 書留又は保険付としない外国宛て通常郵便物を損傷したため差出	(略)	
人に返還した場合		
(町各)	(略)	

正.

返還される料金

(略)

請求期間

区 別

2~4 (略)

第1節 外国あて郵便物の差出し

(外国あて郵便物の差出場所)

- 第52条 <u>外国あて</u>通常郵便物(次に掲げる郵便物を除きます。)は、郵便差出箱に差し入れていただきます。ただし、容 「第52条 <u>外国宛て</u>通常郵便物(次に掲げる郵便物を除きます。)は、郵便差出箱に差し入れていただきます。ただし、容 積が大きいため、又は一時に多数のものを差し出すため郵便差出箱に差し入れることが困難な場合には、事業所に差し 出していただきます。
- (1) (2) (略)
- (3) 名あて国において関税を課されることがある物品を内容品とするもの
- (5) 盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、当社の指定を受けた施設から差し出されるもの
- (6) (7) (略)

2~4 (略)

第1節 外国宛で郵便物の差出し

(外国宛て郵便物の差出場所)

- 積が大きいため、又は一時に多数のものを差し出すため郵便差出箱に差し入れることが困難な場合には、事業所に差し 出していただきます。
- (1) (2) (略)
- (3) 名宛国において関税を課されることがある物品を内容品とするもの
- (5) 盲人用郵便物(点字の書状及び点字の記号を有する原版を内容とするものを除きます。)
- (6) (7) (略)

- 2 (略)
- 3 外国あて通常郵便物及び小包郵便物は、事業所が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、その事業所の指定 するところにより、郵便業務従事者に差し出すことができます。

4 • 5 (略)

(引受けの際の申出及び開示)

第53条 当社は、外国あて郵便物の引受けの際、その郵便物の内容である物の種類及び性質につき、差出人に説明を求 めることがあります。

2 • 3 (略)

(外国あて郵便物の区分差出し)

第54条 当社は、同じ大きさ及び重量の外国あて郵便物が大量に差し出される場合には、差出人に名あて国又は地域ご とに区分して差し出していただくことがあります。

(本邦に居住する者以外の者の本邦における通常郵便物の差出し)

第55条 当社は、本邦に居住する者以外の者が、一層有利な郵便料金の利益を受けるために本邦においてその居住国あ てに差し出し又は差し出させる通常郵便物及び本邦においてその居住国以外の国あてに多数差し出し又は差し出させる 通常郵便物は、引き受けません。

(料金未払又は料金不足の外国あて通常郵便物の取扱い)

- 第56条 料金未払又は料金不足の外国あて通常郵便物は、差出人に返還します。
- 2 前項の規定にかかわらず、差出人不明その他の事由により差出人に返還することができない料金未払又は料金不足の 外国あて通常郵便物は、不足する金額を郵便物に表示して、名あて国に送達します。

(国際郵便物の送達日数)

- 第57条 当社は、外国あて航空扱いとする通常郵便物及び小包郵便物について、標準送達日数を公表します。
- 2 前項の郵便物については、郵便物の種別、名あて地、通関及びその他の事由により、標準送達日数を超える日数を要 する場合があります。
- 3 当社は、外国来通常郵便物及び小包郵便物について、交換事業所を基点として標準配達日数を公表します。

(外国来郵便物のあて所配達等)

第58条 (略)

(郵便私書箱への郵便物の配達等)

第59条 (略)

2 郵便私書箱番号を肩書しない外国来郵便物であっても、郵便私書箱の使用の承認を受けた者(以下「使用者」といい 2 郵便私書箱番号を肩書しない外国来郵便物であっても、郵便私書箱の使用の承認を受けた者(以下「使用者」といい

2 (略)

3 外国宛て通常郵便物及び小包郵便物は、事業所が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、その事業所の指定 するところにより、郵便業務従事者に差し出すことができます。

ΤĒ

氹

4 • 5 (略)

(引受けの際の申出及び開示)

第53条 当社は、外国宛て郵便物の引受けの際、その郵便物の内容である物の種類及び性質につき、差出人に説明を求 めることがあります。

2 · 3 (略)

(外国宛て郵便物の区分差出し)

第54条 当社は、同じ大きさ及び重量の外国宛て郵便物が大量に差し出される場合には、差出人に名宛国又は地域ごと に区分して差し出していただくことがあります。

(本邦に居住する者以外の者の本邦における通常郵便物の差出し)

第55条 当社は、本邦に居住する者以外の者が、一層有利な郵便料金の利益を受けるために本邦においてその居住国宛 てに差し出し又は差し出させる通常郵便物及び本邦においてその居住国以外の国宛てに多数差し出し又は差し出させる 通常郵便物は、引き受けません。

(料金未払又は料金不足の外国宛て通常郵便物の取扱い)

第56条 料金末払又は料金不足の外国宛て通常郵便物は、差出人に返還します。

2 前項の規定にかかわらず、差出人不明その他の事由により差出人に返還することができない料金未払又は料金不足の 外国宛て通常郵便物は、不足する金額を郵便物に表示して、名宛国に送達します。

(国際郵便物の送達日数)

第57条 当社は、外国宛て航空扱いとする通常郵便物及び小包郵便物について、標準送達日数を公表します。

- 2 前項の郵便物については、郵便物の種別、名宛地、通関及びその他の事由により、標準送達日数を超える日数を要す る場合があります。
- 3 当社は、外国来通常郵便物及び小包郵便物について、交換事業所を基点として標準配達日数を公表します。

(外国来郵便物の宛所配達等)

第58条 (略)

(郵便私書箱への郵便物の配達等)

第59条 (略)

ます。) にあて、又は使用者を肩書したものは、郵便私書箱に配達することがあります。

3 (略)

(税付郵便物の交付)

第61条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する通関料については、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(外国来の速達とする郵便物及びEMS郵便物の取扱地域)

第62条 外国来の速達とする郵便物及びEMS郵便物は、内国郵便約款第97条 (速達の取扱地域) に定めるところに より速達の取扱いを行う地域にあてるものについて速達の取扱いをします。

(外国来郵便物の保管期間、保管開始期日及び保管期間経過後の取扱い)

第66条 (略)

2 外国来の留置とする郵便物及び関税等を課された郵便物の保管期間は、保管開始の日の翌日から起算して1か月とし ます。ただし、交通が不便で受取人が1か月以内に事業所へ来ることができないと認められる地域にあてたもの、又は 期間を延長すれば交付の見込みがあるものについては、2か月とします。

3~5 (略)

(本邦に居住する者の外国における通常郵便物の差出し)

第68条 本邦に居住する者が、外国において適用される一層有利な郵便料金の利益を受けるためにその外国において本 邦あてに差し出し、又は差し出させた通常郵便物は、その郵便物を内国郵便物とした場合にその郵便物が属すべき種類 の内国郵便物の料金(以下この条において「内国料金」といいます。)の支払を差出人から受けるか、若しくは差出人か ら受けることができない場合は差出事業体からこれを受けて配達し、又は内国料金の支払を請求した日の翌日から起算 して15日以内に差出人及び差出事業体のいずれも承諾しない場合は、差出事業体に返送します。

(本邦に居住する者以外の者のその居住国以外の国における通常郵便物の差出し)

第69条 当社が別に定める国に居住する者が、その定める国以外の国において本邦あてに差し出し、又は差し出させ た多量の通常郵便物は、差出事業体がその郵便物を配達するための費用に相当する報酬の額(以下この条において「報 酬の額」といいます。) を支払う場合に配達し、又は報酬の額の支払を請求した日の翌日から起算して15日以内に差出 事業体が報酬の額の支払を承諾しない場合は、差出事業体に返送します。

(外国来郵便物の国外転送)

第71条 (略)

3 外国来通常郵便物(航空扱いとする通常郵便物及び優先郵便物を除きます。)の航空扱いによる国外への転送又は外国 3 外国来通常郵便物(航空扱いとする通常郵便物及び優先郵便物を除きます。)の航空扱いによる国外への転送又は外国

ます。)に宛て、又は使用者を肩書したものは、郵便私書箱に配達することがあります。

(税付郵便物の交付)

第61条 (略)

2 (略)

3 通関料については、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(外国来の速達とする郵便物及びEMS郵便物の取扱地域)

第62条 外国来の速達とする郵便物及びEMS郵便物は、内国郵便約款第97条 (速達の取扱地域) に定めるところに より速達の取扱いを行う地域に宛てるものについて速達の取扱いをします。

正

(外国来郵便物の保管期間、保管開始期日及び保管期間経過後の取扱い)

第66条 (略)

2 外国来の留置とする郵便物及び関税等を課された郵便物の保管期間は、保管開始の日の翌日から起算して1か月とし ます。ただし、交通が不便で受取人が1か月以内に事業所へ来ることができないと認められる地域に宛てたもの、又は 期間を延長すれば交付の見込みがあるものについては、2か月とします。

3~5 (略)

(本邦に居住する者の外国における通常郵便物の差出し)

第68条 本邦に居住する者が、外国において適用される一層有利な郵便料金の利益を受けるためにその外国において本 邦宛てに差し出し、又は差し出させた通常郵便物は、その郵便物を内国郵便物とした場合にその郵便物が属すべき種類 の内国郵便物の料金(以下この条において「内国料金」といいます。)の支払を差出人から受けるか、若しくは差出人か ら受けることができない場合は差出事業体からこれを受けて配達し、又は内国料金の支払を請求した日の翌日から起算 して15日以内に差出人及び差出事業体のいずれも承諾しない場合は、差出事業体に返送します。

(本邦に居住する者以外の者のその居住国以外の国における通常郵便物の差出し)

第69条 当社が別に定める国に居住する者が、その定める国以外の国において本邦宛てに差し出し、又は差し出させ た多量の通常郵便物は、差出事業体がその郵便物を配達するための費用に相当する報酬の額(以下この条において「報 酬の額」といいます。)を支払う場合に配達し、又は報酬の額の支払を請求した日の翌日から起算して15日以内に差出 事業体が報酬の額の支払を承諾しない場合は、差出事業体に返送します。

(外国来郵便物の国外転送)

第71条 (略)

第5節 外国あて郵便物の返還

(外国あて郵便物の返還)

第73条 外国あて郵便物の差出人への返還については、次項から第4項までの規定によるほか、この章の第3節(外国 ┃ 第73条 外国宛て郵便物の差出人への返還については、次項から第4項までの規定によるほか、この章の第3節(外国 来郵便物の配達)及び内国郵便約款第4章第6節(郵便物の返還)に規定するところにより取り扱います。

2~4 (略)

(危険物等の処置)

第75条 当社は、その取扱中に係る国際郵便物が第10条(外国あて郵便物として差し出すことができないもの)に掲 げる物を内容とするときは、危険の発生を避けるため棄却その他必要な処置をすることがあります。この場合には、直 ちに差出人にその旨を通知します。

2 (略)

(書留の取扱い)

第76条 (略)

- 2 書留の取扱いは、通常郵便物について行います。
- 3 (略)
- 4 書留郵便物を差し出すためには、当社が別に定めるあて名の記載条件に従っていただきます。

(速達の取扱い)

- 第78条 速達は、郵便物がその郵便物の配達を受け持つ事業所に到着した後、郵便物を特別の配達人により速やかに受 取人に配達する取扱いです。
- 2 速達の取扱いは、第11条 (国別の差出条件) に規定する差出条件によりこの取扱いを行う国にあてた航空通常郵便 物及び小包郵便物について行います。

3 (略)

(速達郵便物の表示)

第79条 速達郵便物を差し出そうとするときは、差出人は、郵便物の名あて面の上部左隅に、又は、この場所に差出人 の住所氏名が記載されている場合はその下に、当社が別に定める表示をするか、又は差出しの際に申し出ていただきま す。

(受取通知とする郵便物の表示)

来通常郵便物(航空扱いとする書状及び郵便葉書並びに優先郵便物を除きます。)の航空扱いによる返送の場合には、そ の郵便物を名宛国宛てに航空扱いで差し出すときに適用される料金と船便扱いで差し出すときに適用される料金の差額 に相当する額を支払っていただきます。

第5節 外国宛て郵便物の返還

(外国宛て郵便物の返還)

来郵便物の配達)及び内国郵便約款第4章第6節(郵便物の返還)に規定するところにより取り扱います。

2~4 (略)

(危険物等の処置)

第75条 当社は、その取扱中に係る国際郵便物が第10条(外国宛て郵便物として差し出すことができないもの)に掲 げる物を内容とするときは、危険の発生を辟けるため棄却その他必要な処置をすることがあります。この場合には、直 ちに差出人にその旨を通知します。

2 (略)

(書留の取扱い)

第76条 (略)

- 2 書留の取扱いは、通常郵便物(船便扱いとするものを除きます。) について行います。
- 4 書留郵便物を差し出すためには、当社が別に定める宛名の記載条件に従っていただきます。

(速達の取扱い)

- 第78条 速達は、郵便物がその郵便物の配達を受け持つ事業所に到着した後、郵便物をこれと同一の種類に属する他の 郵便物に優先して受取人に配達する取扱いです。
- 2 速達の取扱いは、第11条(国別の差出条件)に規定する差出条件によりこの取扱いを行う国に宛てた航空通常郵便 物及び小包郵便物について行います。
- 3 (略)

(速達郵便物の表示)

第79条 速達郵便物を差し出そうとするときは、差出人は、郵便物の名宛面の上部左隅に、又は、この場所に差出人の 住所氏名が記載されている場合はその下に、当社が別に定める表示をするか、又は差出しの際に申し出ていただきます。

(受取通知とする郵便物の表示)

第81条 受取通知とする郵便物を差し出そうとするときは、差出人は、<u>名あて面</u>に当社が別に定める表示をするか、又は差出しの際に申し出ていただきます。

(受取通知の再度請求)

第82条 <u>外国あて</u>の受取通知とする郵便物について、受取通知用紙が、その郵便物の差出し後一定期間内に差出人に届かなかった場合、又は受取通知用紙が返送されたが記載内容に不備がある場合には、差出人は、受取通知の再度請求を行うことができます。

2 • 3 (略)

(保険付の取扱い)

- 第83条 保険付は、有価証券又は有価の書類若しくは物品を包有する書状及び小包郵便物について、郵便業務の取扱中において亡失、盗取又は損傷した場合には、保険金額を限度として賠償する取扱いです。
- 2 保険付の取扱いは、第11条(国別の差出条件)に規定する差出条件によりこの取扱いを行う国に<u>あてた</u>書状(航空書簡を除きます。)及び川夕郵便物について行います。
- 3 保険付の取扱いにおける保険金額の最高限は、当社が別に定めるところによります。<u>名あて国</u>又は仲介国がこれより 低い金額の最高限を定めているときは、その最高限によります。

4~6 (略)

(取戻請求、あて名変更又は訂正請求及び調査請求)

第85条 当社は、次の国際郵便物に対する取戻請求、<u>あて名変更</u>又は訂正請求及び調査請求(EMS郵便物にあっては、 この章の第4節(追跡請求)に規定する追跡請求とします。)の取扱いをします。

(1)~(3) (略)

第2節 取戻請求及びあて名変更又は訂正請求

(取戻請求及びあて名変更又は訂正請求)

第86条 (略)

2 <u>あて名変更</u>又は訂正請求は、郵便物の差出人の請求により、差し出された郵便物の<u>あて名</u>を変更し又は訂正する取扱いです。

3 (略)

(取戻請求及びあて名変更又は訂正請求の利用条件)

第87条 <u>外国あて</u>郵便物の取戻請求又は<u>あて名変更</u>若しくは訂正請求を行う場合には、当社所定の用紙に必要事項を記入して、前条 (取戻請求及び<u>あて名変更</u>又は訂正請求) 第3項の規定により取戻請求又は<u>あて名変更</u>若しくは訂正請求を行う事業所に提出していただきます。この場合、請求者本人であることを証明し、かつ、郵便物の受領証があるときはこれを提示していただきます。

改正

第81条 受取通知とする郵便物を差し出そうとするときは、差出人は、<u>名宛面</u>に当社が別に定める表示をするか、又は 差出しの際に申し出ていただきます。

(受取通知の再度請求)

第82条 <u>外国宛て</u>の受取通知とする郵便物について、受取通知用紙が、その郵便物の差出し後一定期間内に差出人に届かなかった場合、又は受取通知用紙が返送されたが記載内容に不備がある場合には、差出人は、受取通知の再度請求を行うことができます。

2 · 3 (略)

(保険付の取扱い)

- 第83条 保険付は、有価証券又は有価の書類若しくは物品を包有する<u>航空扱いとする</u>書状及び小包郵便物について、郵 便業務の取扱中において亡失、盗取又は損傷した場合には、保険金額を限度として賠償する取扱いです。
- 2 保険付の取扱いは、第11条(国別の差出条件)に規定する差出条件によりこの取扱いを行う国に<u>宛てた</u>書状(航空 書簡を除きます。)及び小包郵便物について行います。
- 3 保険付の取扱いにおける保険金額の最高限は、当社が別に定めるところによります。<u>名宛国</u>又は仲介国がこれより低い金額の最高限を定めているときは、その最高限によります。

4~6 (略)

(取戻請求、宛名変更又は訂正請求及び調査請求)

第85条 当社は、次の国際郵便物に対する取戻請求、<u>宛名変更</u>又は訂正請求及び調査請求 (EMS郵便物にあっては、この章の第4節 (追跡請求) に規定する追跡請求とします。) の取扱いをします。

(1)~(3) (略)

第2節 取戻請求及び宛名変更又は訂正請求

(取戻請求及び宛名変更又は訂正請求)

第86条 (略)

2 <u>宛名変更</u>又は訂正請求は、郵便物の差出人の請求により、差し出された郵便物の<u>宛名</u>を変更し又は訂正する取扱いです。

3 (略)

(取戻請求及び宛名変更又は訂正請求の利用条件)

第87条 <u>外国宛て</u>郵便物の取戻請求又は<u>宛名変更</u>若しくは訂正請求を行う場合には、当社所定の用紙に必要事項を記入して、前条(取戻請求及び<u>宛名変更</u>又は訂正請求)第3項の規定により取戻請求又は<u>宛名変更</u>若しくは訂正請求を行う事業所に提出していただきます。この場合、請求者本人であることを証明し、かつ、郵便物の受領証があるときはこれを提示していただきます。

- 2 外国来の郵便物又は外国相互間に発着する郵便物に対する取戻請求及びあて名変更又は訂正請求は利用できません。
- 3 取戻請求及びあて名変更又は訂正請求の取扱いについては、第11条(国別の差出条件)に規定する差出条件により ます。
- 4 EMS郵便物又は取戻請求及びあて名変更又は訂正請求を認められない国にあてる通常郵便物若しくは小包郵便物に ついては、それらの郵便物が日本国内の交換事業所における発送準備完了前であるときは、これらの請求を受理します。

(取戻請求及びあて名変更又は訂正請求があった郵便物の取扱い)

- 第88条 取戻請求及びあて名変更又は訂正請求があった場合には、次のとおり取り扱います。
- (1) (2) (略)
- (3) あて名変更又は訂正請求に基づく郵便物の優先扱い又は航空路による転送の場合には、新たな運送路に係る料金の 差額を受取人に支払っていただきます。

(外国あて郵便物の調査請求)

第90条 外国あて郵便物の調査請求は、差出人が、郵便物の差出しの日の翌日から起算して6か月以内(南アフリカ共 和国あての小包郵便物については1年以内) に差出事業所、集配事業所、交換事業所又は当社が指定する事業所へ請求 する場合にこれを取り扱います。

(受領証の謄本の請求)

第97条 外国あての書留とする通常郵便物、保険付とする書状、小包郵便物又はEMS郵便物の差出人は、差出しの際 に又は差出しの日の翌日から起算して1年以内に、その郵便物の受領証の謄本を差出事業所に請求することができます。

2 (略)

(郵便物の税関検査)

- 第98条 国際郵便物は、本邦及び名あて国の法令の定めるところにより、税関検査に付されます。
- 2 (略)
- 3 外国あて郵便物を差し出す場合には、郵便物の税関検査に必要な当社所定のCN22及びCN23並びにインボイス 等に内容品、価格等必要事項を正しく記載していただきます。
- 4 (略)

(放射性物質)

第103条 放射性物質を内容品とする外国あて郵便物は、その内容品についてあらかじめ税関の検査を受けたものを、 当社が別に定める条件に適合することを条件として、書留とする航空扱いの書状として差し出す場合に限り送付するこ とができます。この取扱いをしない国については、第11条(国別の差出条件)に規定する国別の差出条件によります。

(伝染性物質)

第104条 伝染性物質(人に影響を及ぼすA類の伝染性物質(危険物輸送に関する国連勧告において国連番号UN28|第104条 伝染性物質(人に影響を及ぼすA類の伝染性物質(危険物輸送に関する国連勧告において国連番号UN28

- 2 外国来の郵便物又は外国相互間に発着する郵便物に対する取戻請求及び宛名変更又は訂正請求は利用できません。
- 3 取戻請求及び宛名変更又は訂正請求の取扱いについては、第11条(国別の差出条件)に規定する差出条件によりま す。
- 4 EMS郵便物又は取戻請求及び宛名変更又は訂正請求を認められない国に宛てる通常郵便物若しくは小包郵便物につ いては、それらの郵便物が日本国内の交換事業所における発送準備完了前であるときは、これらの請求を受理します。

(取戻請求及び宛名変更又は訂正請求があった郵便物の取扱い)

- 第88条 取戻請求及び宛名変更又は訂正請求があった場合には、次のとおり取り扱います。
- (1) (2) (略)
- (3) 宛名変更又は訂正請求に基づく郵便物の優先扱い又は航空路による転送の場合には、新たな運送路に係る料金の差 額を受取人に支払っていただきます。

(外国宛て郵便物の調査請求)

第90条 外国宛て郵便物の調査請求は、差出人が、郵便物の差出しの日の翌日から起算して6か月以内(南アフリカ共 和国宛ての小包郵便物については1年以内) に差出事業所、集配事業所、交換事業所又は当社が指定する事業所へ請求 する場合にこれを取り扱います。

(受領証の謄本の請求)

第97条 外国宛ての書留とする通常郵便物、保険付とする書状、小包郵便物又はEMS郵便物の差出人は、差出しの際 に又は差出しの日の翌日から起算して1年以内に、その郵便物の受領証の謄本を差出事業所に請求することができます。

2 (略)

(郵便物の税関検査)

- 第98条 国際郵便物は、本邦及び名宛国の法令の定めるところにより、税関検査に付されます。
- 2 (略)
- 3 外国宛て郵便物を差し出す場合には、郵便物の税関検査に必要な当社所定のCN22及びCN23並びにインボイス 等に内容品、価格等必要事項を正しく記載していただきます。
- 4 (略)

(放射性物質)

第103条 放射性物質を内容品とする外国宛て郵便物は、その内容品についてあらかじめ税関の検査を受けたものを、 当社が別に定める条件に適合することを条件として、書留とする航空扱いの書状として差し出す場合に限り送付するこ とができます。この取扱いをしない国については、第11条(国別の差出条件)に規定する国別の差出条件によります。

(伝染性物質)

2 · 3 (略)

(リチウム単電池及びリチウム組電池)

第105条 リチウム単電池又はリチウム組電池を内容品とする外国あて郵便物は、当社が別に定める条件に適合するこ とを条件として差し出す場合に限り送付することができます。この取扱いをしない国については、第11条(国別の差 出条件) に規定する国別の差出条件によります。

(国際別納郵便物)

第106条 国際別納郵便物は、郵便物の表面の左上部(横に長いものにあっては、右上部)に、当社が別に定める国に おいて当社が別に定める表示をして本邦の受取人にあて差し出され、配達又は交付される郵便物をいいます。

(配達不能の郵便物として取り扱う国際別納郵便物)

第107条 第66条 (外国来郵便物の保管期間、保管開始期日及び保管期間経過後の取扱い) 第1項若しくは第4項又 は第99条(輸入承認が必要となる郵便物の取扱い)第1項の規定により配達不能の郵便物として取り扱う国際別納郵 便物は、その外部に本邦の返送先の住所又は居所が記載されている場合には、その住所又は居所にあてて返送します。

(郵便物の取扱い)

第108条 (略)

- 2 前項の郵便物であって、本邦以外の寄港地の郵便局に引き渡されるものについては、次の郵便物とみなして取り扱い ます。
- (1) 郵便物が本邦あてのものであるとき 船舶の寄港地の属する国から日本に発するもの
- (2) 郵便物が外国あてのものであるとき 日本からその外国にあてるもの
- 3 (略)

(郵便物の種類)

第109条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域内並びに日本国に おける合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「合衆国軍協定」といいます。)により合衆国軍事郵便局の利用を特に認め られている者から本邦内に住所又は居所を有し、かつ、合衆国軍事郵便局の利用を認められない者にあてて合衆国軍事

14が割り当てられているものをいいます。) 及び動物に影響を及ぼすA類の伝染性物質 (同勧告において国連番号UN 2900が割り当てられているものをいいます。)を除きます。以下同じとします。)を内容品とする外国宛て郵便物は、 当社が別に定める手続によりあらかじめ当社の承認を受けた研究機関が、その内容品についてあらかじめ税関の検査を 受けたものを、当社が別に定める条件に適合することを条件として、当社が別に定める郵便物として差し出す場合に限 り送付することができます。この取扱いをしない国については、第11条(国別の差出条件)に規定する国別の差出条 件によります。

2 · 3 (略)

(リチウム単電池及びリチウム組電池)

第105条 リチウム単電池又はリチウム組電池を内容品とする外国宛て郵便物は、当社が別に定める条件に適合するこ とを条件として差し出す場合に限り送付することができます。この取扱いをしない国については、第11条 (国別の差 出条件) に規定する国別の差出条件によります。

(国際別納郵便物)

第106条 国際別納郵便物は、郵便物の表面の左上部(横に長いものにあっては、右上部)に、当社が別に定める国に おいて当社が別に定める表示をして本邦の受取人に宛て差し出され、配達又は交付される郵便物をいいます。

(配達不能の郵便物として取り扱う国際別納郵便物)

第107条 第66条(外国来郵便物の保管期間、保管開始期日及び保管期間経過後の取扱い) 第1項若しくは第4項又 は第99条(輸入承認が必要となる郵便物の取扱い)第1項の規定により配達不能の郵便物として取り扱う国際別納郵 便物は、その外部に本邦の返送先の住所又は居所が記載されている場合には、その住所又は居所に宛てて返送します。

(郵便物の取扱い)

第108条 (略)

- 2 前項の郵便物であって、本邦以外の寄港地の郵便局に引き渡されるものについては、次の郵便物とみなして取り扱い ます。
- (1) 郵便物が本邦宛てのものであるとき 船舶の寄港地の属する国から日本に発するもの
- (2) 郵便物が外国宛てのものであるとき 日本からその外国に宛てるもの

(郵便物の種類)

第109条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域内並びに日本国に おける合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「合衆国軍協定」といいます。)により合衆国軍事郵便局の利用を特に認め られている者から本邦内に住所又は居所を有し、かつ、合衆国軍事郵便局の利用を認められない者に宛てて合衆国軍事

郵便局に差し出された郵便物及び合衆国軍協定により合衆国軍事郵便局の利用を特に認められている者にあて、かつ、 合衆国軍事郵便局を肩書して本邦事業所に差し出された郵便物(以下「米軍関係郵便物」といいます。)については、次 の各項のほか、この約款の定めるところにより取り扱います。

2~4 (略)

5 米軍関係郵便物の取戻請求及びあて名変更又は訂正請求は、取り扱いません。

(損害賠償金額)

第111条 (略)

2 (略)

3 前2項にかかる区別及び賠償金額は、郵便物1通(個)につき次のとおりとします。

区 別	賠償金額
(理各)	(声各)
(2) 保険付とする書状及び小包郵便物	第83条(保険付の取扱い)第3項の最高限の範囲
	内で申出のあった損害要償額
(理各)	(町各)
(4) EMS郵便物	第38条 (EMS郵便物) 第3項の規定により申出
	のあった損害要償額(この申出がなかったものについ
	ては20,000円)

4 当社は、第1項及び第2項のいずれの場合についても、間接の損害及び実現されなかった利益について損害賠償する ことはできません。

(損害賠償の請求権者等)

- 第112条 第110条 (当社の責任) に定める郵便物の損害賠償の請求は、郵便物の差出人、又は内容品が盗取され若 しくは損傷した郵便物が受取人に配達された後は、受取人が行うことができます。
- 2 前項の場合において、差出人は、損害賠償の請求の権利を受取人に譲渡することができ、また、受取人は自己の権利 を差出人に譲渡することができます。
- 3 当社は、調査請求を受理した後、2か月 (調査請求の送付が、電子的手段により行われた場合又は同一郵便物につい て再度の調査請求が行われた場合には、30日とします。) 以内に名あて側の指定された事業体から回答が得られないと きは、必要に応じて、郵便物の損害賠償の手続を行います。

(不可抗力による損害の賠償)

第113条 当社は、外国あての書留とする通常郵便物、保険付とする書状、小包郵便物又はEMS郵便物が郵便業務の | 第113条 当社は、外国宛ての書留とする通常郵便物、保険付とする書状、小包郵便物又はEMS郵便物が郵便業務の

正

郵便局に差し出された郵便物及び合衆国軍協定により合衆国軍事郵便局の利用を特に認められている者に宛て、かつ、 合衆国軍事郵便局を肩書して本邦事業所に差し出された郵便物(以下「米軍関係郵便物」といいます。)については、次 の各項のほか、この約款の定めるところにより取り扱います。

2~4 (略)

5 米軍関係郵便物の取戻請求及び宛名変更又は訂正請求は、取り扱いません。

(指害賠償金額)

第111条 (略)

2 (略)

3 前2項に係る区別及び賠償金額は、郵便物1通(個)につき次のとおりとします。

区別	賠償金額	
(畔各)	(晔)	
(2) 保険付とする書状及び小包郵便物	第83条(保険付の取扱い)第3項の最高限の範囲	
	内で申出のあった損害要償額	
(畔各)	(晔)	
(4) EMS郵便物	第38条 (EMS郵便物) <u>第4項の最高限の範囲内</u>	
	で申出のあった損害要償額(この申出がなかったもの	
	については20,000円)	

4 当社は、第1項及び第2項のいずれの場合についても、間接の損害、実現されなかった利益及び精神的損害について 損害賠償することはできません。

(損害賠償の請求権者等)

第112条 第110条 (当社の責任) に定める郵便物の損害賠償の請求は、郵便物の差出人が行うことができます。た だし、差出人が自己の権利を受取人のために書面により放棄した場合は、受取人が行うことができます。

2 当社は、調査請求又は追跡請求を受理した後、2か月(調査請求又は追跡請求の送付が、電子的手段により行われた 場合又は同一郵便物について再度の調査請求又は追跡請求が行われた場合には、30日とします。) 以内に名宛側の指定 された事業体から回答が得られないときは、必要に応じて、郵便物の損害賠償の手続を行います。

(不可抗力による損害の賠償)

取扱中に亡失、盗取又は損傷した場合には、不可抗力による場合であっても、差出人が請求するときは、その損害を賠償します。

2 (略)

(当社の免責)

- 第114条 当社は、第110条(当社の責任)に定める郵便物であっても、次の場合には、責任を負いません。
- (1) (略)
- (2) 郵便物が、第10条 (外国あて郵便物として差し出すことができないもの) に規定する郵便物として、引き受けられない内容品を包有していた場合
- (3) 郵便物が名あて国の法令に基づいて差し押さえられた場合

(4)~(6) (略)

2 (略)

(差出人の責任)

第115条 当社は、郵便物の差出人が運送を認められない物品を差し出し、又は郵便物の差出条件を遵守しなかったことにより、郵便の取扱者が被った身体の傷害又は他の郵便物若しくは郵便設備に損害を与えた場合には、差出人に<u>すべて</u>の損害について責任を負っていただきます。

2 · 3 (略)

(損害賠償後の郵便物の発見)

第119条 (略)

改 正

取扱中に亡失、盗取又は損傷した場合には、不可抗力による場合であっても、差出人が請求するときは、その損害を賠償します。

2 (略)

(当社の免責)

- 第114条 当社は、第110条(当社の責任)に定める郵便物であっても、次の場合には、責任を負いません。
- (1) (略)
- (2) 郵便物が、第10条 (外国宛て郵便物として差し出すことができないもの) に規定する郵便物として、引き受けられない内容品を包有していた場合
- (3) 郵便物が名宛国の法令に基づいて差し押さえられた場合
- (4)~(6) (略)
- 2 (略)

(差出人の責任)

第115条 当社は、郵便物の差出人が運送を認められない物品を差し出し、又は郵便物の差出条件を遵守しなかったことにより、郵便の取扱者が被った身体の傷害又は他の郵便物若しくは郵便設備に損害を与えた場合には、差出人に全ての損害について責任を負っていただきます。

2 · 3 (略)

(損害賠償後の郵便物の発見)

第119条 (略)

2 前項後段の郵便物が保険付郵便物であって、その内容品が支払われた賠償金の額よりも低い価額のものであると認められる場合には、同項の規定にかかわらず、賠償金受領者は、その郵便物の交付を受けることと引換えに支払われた賠償金を返付していただきます。

附 則 (平成25年11月19日 25-日郵国第228号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成26年1月1日から実施します。

(盲人用郵便物に関する経過措置)

第2条 この改正規定の実施前の第27条第1項(1)の規定による表示又は記載をして差し出された盲人用郵便物につい

ては、当分の間、この改正規定の同(1)の規定による表示又は記載をしたものとみなします。